

ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する関係府省庁会議の設置について (案)

1. 経緯

ソーシャルボンド（ソーシャルプロジェクト（社会的課題の解決に貢献し、ポジティブな社会的な効果をもたらすプロジェクト）の資金調達のために発行される債券）が国内外で注目されており、日本国内においても、民間企業による発行が少しずつ始まってきた段階である。経済界等から国内におけるソーシャルボンドに関する実務的な指針の早期策定の要望が寄せられたこと等を受け、金融庁が「サステナブルファイナンス有識者会議」の下に「ソーシャルボンド検討会議」を設置¹し、同検討会議において、本年3月から6月までソーシャルボンドに関する実務的な指針の内容等について議論が行われた。かかる議論及びその後のパブリックコメント募集の結果等を踏まえ、金融庁では、本年10月、ソーシャルボンドガイドラインを公表したところである。

ソーシャルボンドガイドラインでは、ソーシャルボンドの資金使途となるソーシャルプロジェクトがもたらす社会的な効果は、発行体により、適切な指標を用いて開示されるべきであり、また、可能な場合には定量的な指標を用いて示されることが望ましい旨等が規定されている。一方、ソーシャルプロジェクトには多種多様なものがあることから、このような指標の具体的例示は、関係者間での今後の継続的な議論に委ねるものとされていた²。

今般、幅広い関係府省庁と連携して、このような指標の具体的例示に向けた議論を進めるため、「ソーシャルボンド検討会議」の下に「ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する関係府省庁会議」を設置することとする。

2. 構成等

本会議の構成員は別添のとおり。また、幹事が、必要があると認めるときは、その他関係者の出席を求めることができる。

事務局は金融庁と内閣官房が共同で務める。幹事は、本会議に諮った上で、会議を公開することができる。公開に関し必要な事項は幹事が定める。会議終了後、議事次第及び会議資料、また、議事要旨を作成し、原則としてこれらを公表する。

本会議における検討を踏まえ、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標（インパクト指標）の具体例を取りまとめる。取りまとめた指標の具体例については、「ソーシャルボンド検討会議」に報告した上で、最終的にはソーシャルボンドガイドラインの付属書等として公表することとする。

以上

¹ 令和3年3月3日「「ソーシャルボンド検討会議」の設置について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210310-2.html>

² 成長戦略フォローアップ（2021年6月18日閣議決定）2.（3）i）において、「ソーシャルボンドについてもガイドラインを策定するとともに、社会的課題解決に関する具体的な指標等を幅広く例示する文書の策定を検討する」と記載されている。

ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する

関係府省庁会議メンバー

- ・ 内閣府 大臣官房 企画調整課長
- ・ 消費者庁 消費者政策課長
- ・ 総務省 大臣官房 企画課長
- ・ 法務省 大臣官房 官房参事官（総括担当）
- ・ 外務省 国際協力局 地球規模課題総括課長
- ・ 財務省 大臣官房 総合政策課長
- ・ 文部科学省 大臣官房 政策課長
- ・ 厚生労働省 政策統括官（総合政策担当）付 政策統括室参事官
- ・ 農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業政策課長
- ・ 経済産業省 経済産業政策局 産業資金課長
- ・ 国土交通省 総合政策局 政策課長
- ・ 環境省 大臣官房 環境経済課長

【幹事】

- ・ 金融庁 企画市場局 審議官
- ・ 内閣官房 内閣審議官（内閣官房副長官補付）

【幹事代理】

- ・ 金融庁 企画市場局 市場課長
- ・ 内閣官房 内閣参事官（内閣官房副長官補付）